公立大学法人首都大学東京役員報酬基準の改定について

1 報酬基準検証の必要性

法人における役員報酬は、都の指定職給料表(平成20年1月1日適用)をベースとして年収換算することで設計されている。

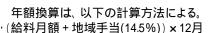
地方独立行政法人法第48条第3項において、「報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、・・・(中略)・・・を考慮して定めなければならない。」とある。人事院及び都人事委員会 勧告で給与のマイナス勧告を行っており、法人においても、教職員の給与について見直しを行うことから、早急な調整が必要となっている。

2 報酬改定の具体案 (H22.1.1 適用)

(単位:円)

(単位:円)

(里位:円)			(単位:円)		
都指定職(H20.1.1改定)				法人役員報酬(現行)	
号給	月額	年額換算		号給	年俸額
1号	751,000	14,587,424		1号	14,587,000
2号	808,000	15,694,592		2号	15,694,000
3号	869,000	16,879,456		3号	16,879,000
4号	951,000	18,472,224		4号	18,472,000
5号	1,025,000	19,909,600		5号	19,909,000
6号	1,099,000	21,346,976		6号	21,346,000
7号	1,177,000	22,862,048			



[·]期末手当3.5月(職務段階加算20%、管理職加算25%)

	都指定職(H2	報酬改定(案)	
号給	月額	年額換算	年俸額
1号	732,000	14,091,073	14,091,000
2号	789,000	15,188,329	15,188,000
3号	847,000	16,304,835	16,304,000
4号	927,000	17,844,843	17,844,000
5号	999,000	19,230,850	19,230,000
6号	1,072,000	20,636,107	20,636,000
7号	1,148,000	22,099,115	_

年額換算は、以下の計算方法による。

~ 参 考 ~

< 地方独立行政法人法

(平成 15 年 7 月 16 日 法律第 118 号)【抜粋】>

(役員の報酬等)

(単位:円)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。 これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他 の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独 立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の 人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条二項の規定による届出があったときは、 その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人 の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三 項中「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積 り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

^{·(}給料月額+地域手当(17%))×12月

[·]期末手当3.15月(職務段階加算20%、管理職加算25%)